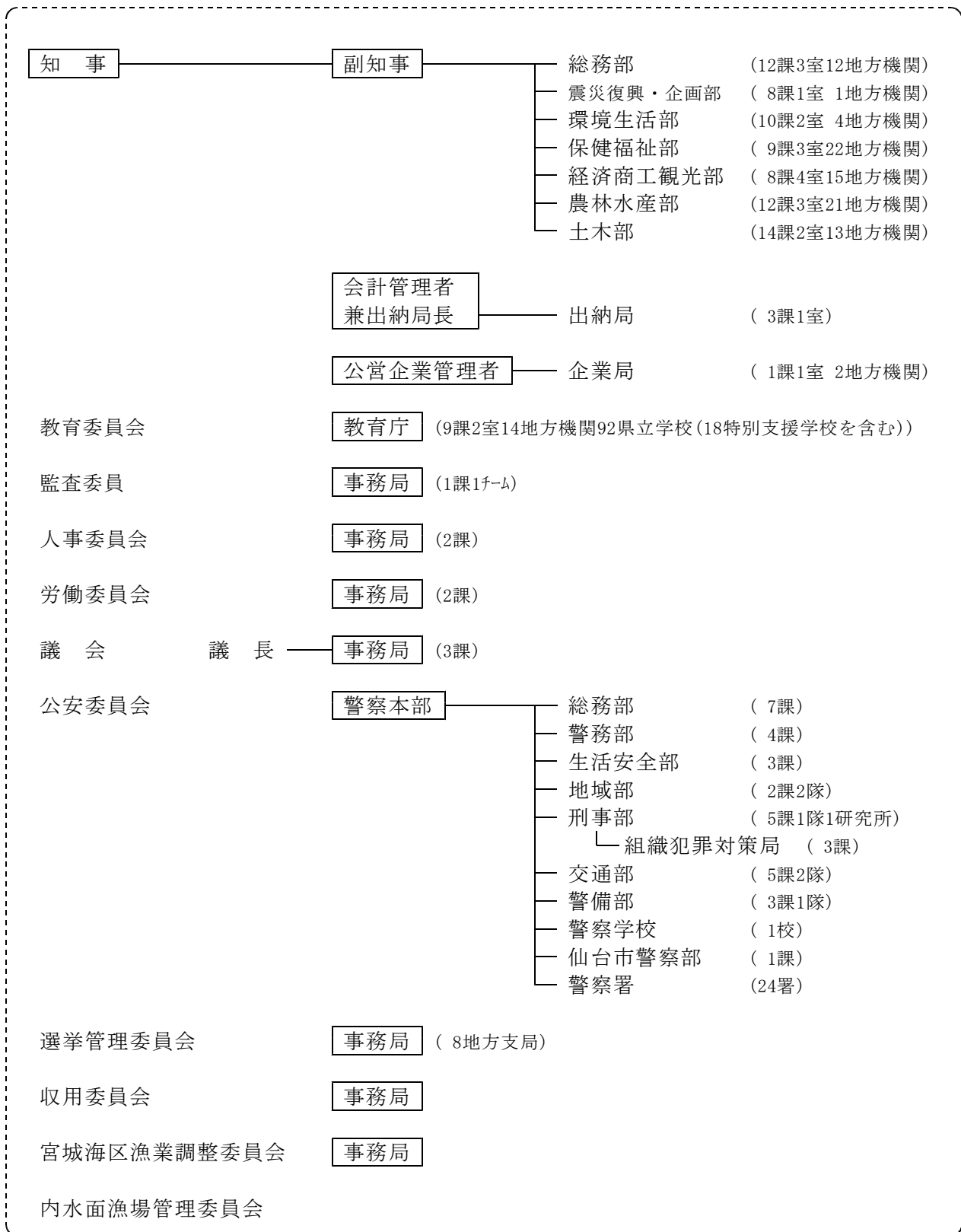


資料

1 宮城県の行政機構概要

行政機構図(平成26年4月1日現在)



(参考)

宮城県の現況

面積：7,285.80km² (平成26年10月1日 国土地理院)

人口：2,321,688人 (平成26年4月1日 宮城県震災復興・企画部統計課 宮城県推計人口)

2 環境目的・目標と平成25年度実績

環境方針		平成25年度				計画最終年目標値
環境基本計画の着実な推進		当該年度の目標値	現況値	達成状況(※)		
計画名 (1) 宮城“グリーン”行動促進計画	管理指標 みやぎe行動(eco do!)宣言登録者数(人)	31,497人	28,939人		40,000人(H27)	
	みやぎe行動(eco do!)宣言登録事業者数(事業所)	554事業所	472事業所		700事業所(H27)	
	環境マネジメントシステム構築事業者数(事業所)	712事業所	671事業所		800事業所(H27)	
(2) 環境基本計画重点プログラム「地域からの地球温暖化対策の推進」	—	—	—	—	—	
(3) 宮城県自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画	県内の自然エネルギー等の導入量(原油換算 千kl)	786	607		834.3以上(H27)	
(4) 宮城県循環型社会形成推進計画	1人1日当たりごみ排出量(g/人・日)	974	1,027(H24)		930以下(H27)	
	一般廃棄物リサイクル率(%)	30	24.7(H24)		30以上(H27)	
	一般廃棄物最終処分率(%)	12	13.1(H24)		12以下(H27)	
	産業廃棄物排出量(千t/年)	11,763	10,343(H24)		11,450以下(H27)	
	産業廃棄物リサイクル率(%)	31	41.6(H24)		31以上(H27)	
	産業廃棄物最終処分率(%)	1.6	2.0(H24)		1以下(H27)	
(5) 宮城県自然環境保全基本方針及び関連計画	豊かな自然環境の保護・保全を目的とした指定地域の県土面積に占める割合(%)	26以上	26.1		26以上(H27)	

計画名	管理指標	平成25年度			計画最終年 目標値
		当該年度の 目標値	現況値	達成状況 (※)	
(6) 宮城県自動車交通 環境負荷低減計画	二酸化窒素の沿道における環境基準 下限値達成率(%)	92 以上	100.0		100 (H27)
	浮遊粒子状物質の沿道における環境 基準達成率(%)	82.2 以上	77.8		100 (H27)
	自動車交通騒音の道路に面する地域 の環境基準達成率(%)	97.3 以上	90.1		100 (H27)
	自動車からの二酸化炭素排出量の平 成17年度からの削減量(%)	8.0 以上	1.4		10以上 (H27)
(7) 宮城県水循環保全基本計画 及び流域水循環計画	清らかな流れ(点)	9.4 以上	7.8		10 (H27)
	豊かな流れ(点)	7.6 以上	7.7 (H24)		7.6 (H27)
	安全な流れ(点)	6.4 以上	6.4 (H24)		6.4 (H27)
	豊かな生態系(点)	6.5 以上	6.5 (H24)		6.5 (H27)

事務事業における環境配慮の推進

公共事業における環境配慮の推進
平成25年度は、環境マネジメントシステムの中で、環境目的・目標を設定せず、工事発注共通仕様書により環境配慮を推進。

事務事業における環境配慮の推進
P9～に掲載

※ 達成状況の表記については、第4章1(1)注釈(p12)に記載のとおりです。

※「平成25年度に達成すべき目標値」は、各年度ごとの達成目標値を設定していない場合においては各計画策定時現況値と目標年度の目標値との変化量を期間内で均等に配分した数値を掲載しています。

3 エネルギーの使用の合理化に関する取組方針

宮城県

エネルギーの使用の合理化に関する取組方針

制定 平成22年11月29日

宮城県

宮城県 エネルギーの使用の合理化に関する取組方針

目 次

第1章	宮城県エネルギーの使用の合理化に関する取組方針基本的事項	
1	取組方針策定の趣旨
2	適用範囲
3	用語の定義
第2章	エネルギーの使用の合理化に関する取組に当たっての方策	
1	エネルギーの使用の合理化に関する取組に当たっての方策
2	共通管理標準
3	個別管理標準
第3章	省エネルギー目標の設定	
1	基準年度
2	中期目標
3	年度目標
第4章	エネルギー管理業務の運用	
1	設備台帳の整備
2	エネルギー使用状況の把握とデータ整理
3	設備の新設・更新時の措置
第5章	職員の教育・訓練
第6章	エネルギー管理組織
第7章	環境マネジメントシステムとの関連性
第8章	取組方針の管理方法

第1章 宮城県エネルギーの使用の合理化に関する取組方針基本的事項

1 取組方針策定の趣旨

この取組方針は、県が所有する施設のエネルギーの使用の合理化（以下「省エネ」という。）に関して必要な事項を定めたものであるとともに、エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「省エネ法」という。）に適合したエネルギー管理標準のあり方について文書化したものである。

2 適用範囲

この取組方針は、県が所有する以下の施設において消費される電力、化石燃料、ガス燃料等すべてのエネルギーに関して、及び、施設運營業務、当該施設において行われる事務事業に適用する。

宮城県（知事部局等、後記以外の組織）、企業局、病院局、教育委員会、警察本部、収用委員会（以下「事業者」という。）が所有する施設（地方自治法第244条の2第3項により指定管理者に管理を行わせている施設を含む。）。ただし、継続的に事業活動を行わない施設、住居部分及びその共用部分等、省エネ法が対象としない施設、範囲を除く。

3 用語の定義

用語の定義は、省エネ法及び宮城県環境マネジメントシステムに準拠する。

第2章 エネルギーの使用の合理化に関する取組に当たっての方策

事業者は、エネルギーの使用の合理化に関する取組に当たっての方策を講じる。

1 エネルギーの使用の合理化に関する取組に当たっての方策

- (1) 省エネルギーに関する目標を設定する。中期目標は5か年計画とし、目標設定に当たっては、日常管理による省エネルギー活動及び改修・更新を伴う省エネルギー計画の予想効果を織り込むものとする。また、中期目標を年度目標に区分し、これを部門別およびエネルギーの用途別に分析する。
- (2) 目標を達成するため、適用範囲全体に共通する管理標準（共通管理標準）及び、各施設ごとの管理標準（個別管理標準）を定め、その管理標準に従って施設・設備を運用する。
- (3) 目標を達成するため、管理標準に定める項目を、各職場、各職員の創意工夫により自主的・積極的に推進する。
- (4) 取組の推進に当たっては、行政サービスの低下や事務事業の非効率化が生じないように配慮する。

2 共通管理標準

事業者は、事務事業及び下記事項を考慮して、所有する全施設共通のエネルギー管理標準を定め、これを周知する。

- (1) 業務の性質及び規模に対して適切であること。
- (2) 継続的改善及び職場環境の維持改善に関する配慮がなされていること。
- (3) 関連する法令及びこの取組方針に則していること。

3 個別管理標準

エネルギー管理指定工場の管理者は、下記事項を考慮して、個別のエネルギー管理標準を定める。

- (1) 業務の性質及び規模に対して適切であること。
- (2) 継続的改善及び職場環境の維持改善に関する配慮がなされていること。
- (3) 関連する法令及び庁内の方針に則していること。

第3章 省エネルギー目標の設定

事業者は、以下の目標を設定する。

1 基準年度

2009年度を基準年度とする。

2 中期目標

基準年度比で原単位当たりのエネルギー使用量を5%削減する。

3 年度目標

前年度比で原単位当たりのエネルギー使用量を1%削減する。

第4章 エネルギー管理業務の運用

事業者は、以下の業務を実施する。

1 設備台帳の整備

- (1) 各施設管理者は、その施設の空調系統図、用水・蒸気・冷温水・燃料などの系統図を整備して、エネルギーの流れを把握する。
- (2) 設備管理台帳を整備し、主要な機器の仕様、効率、取得年月、修理・改造内容と費用などの履歴を記録する。

2 エネルギー使用状況の把握とデータ整理

- (1) 部門別及び主要な用途別エネルギー使用量の把握
 - ① 部門別の他、空調・ボイラなどの主要な用途別のエネルギー使用量を把握する。
 - ② データはグラフ化して、問題点を分かりやすくし、かつ、経年的な推移を見る。
- (2) 関係部門へのデータ提供と、データに基づくエネルギー管理
 - ① 部門別の責任を明確にし、問題点の抽出と改善対策実施のためにデータを正確に把握する。
 - ② データは速やかに関係部門に提供する。

3 設備の新設・更新時の措置

- (1) 高効率機器の採用
設備の新設・更新時には変圧器、電動機、照明器具、ボイラ、空調機などについて高効率機器を採用する。
- (2) 高効率運転方式の採用
 - ① ポンプ、ファンの駆動について、流量制御する場合は回転数制御を採用する。
 - ② 建屋断熱強化、日射斜蔽、廃熱回収、蓄熱装置の採用など省エネルギー対策を検討する。

第5章 職員の教育・訓練

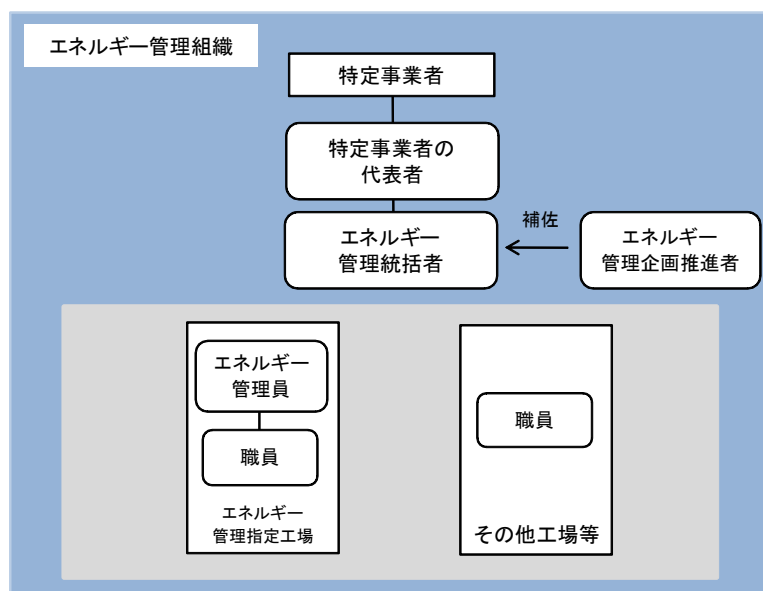
事業者は、以下の事項について職員の教育・訓練を行う。

- 1 省エネ法の概要及び同法に定められたビルのエネルギー管理に関する事項
- 2 エネルギー管理標準の内容と運用に関する事項
- 3 県全体及び部門別のエネルギー使用状況に関する事項
- 4 日常業務において、省エネルギーを図るために留意し、実行すべき事項
- 5 省エネルギーに関する改善提案に関する事項
- 6 その他省エネルギーに関する事項

第6章 エネルギー管理組織

事業者は年度当たりエネルギー使用量が原油換算値で1,500klを超える場合、省エネ法の規定に基づき特定事業者としてそれぞれエネルギー管理組織を設置し、以下の(1)～(3)に掲げる職を担う者を置く。

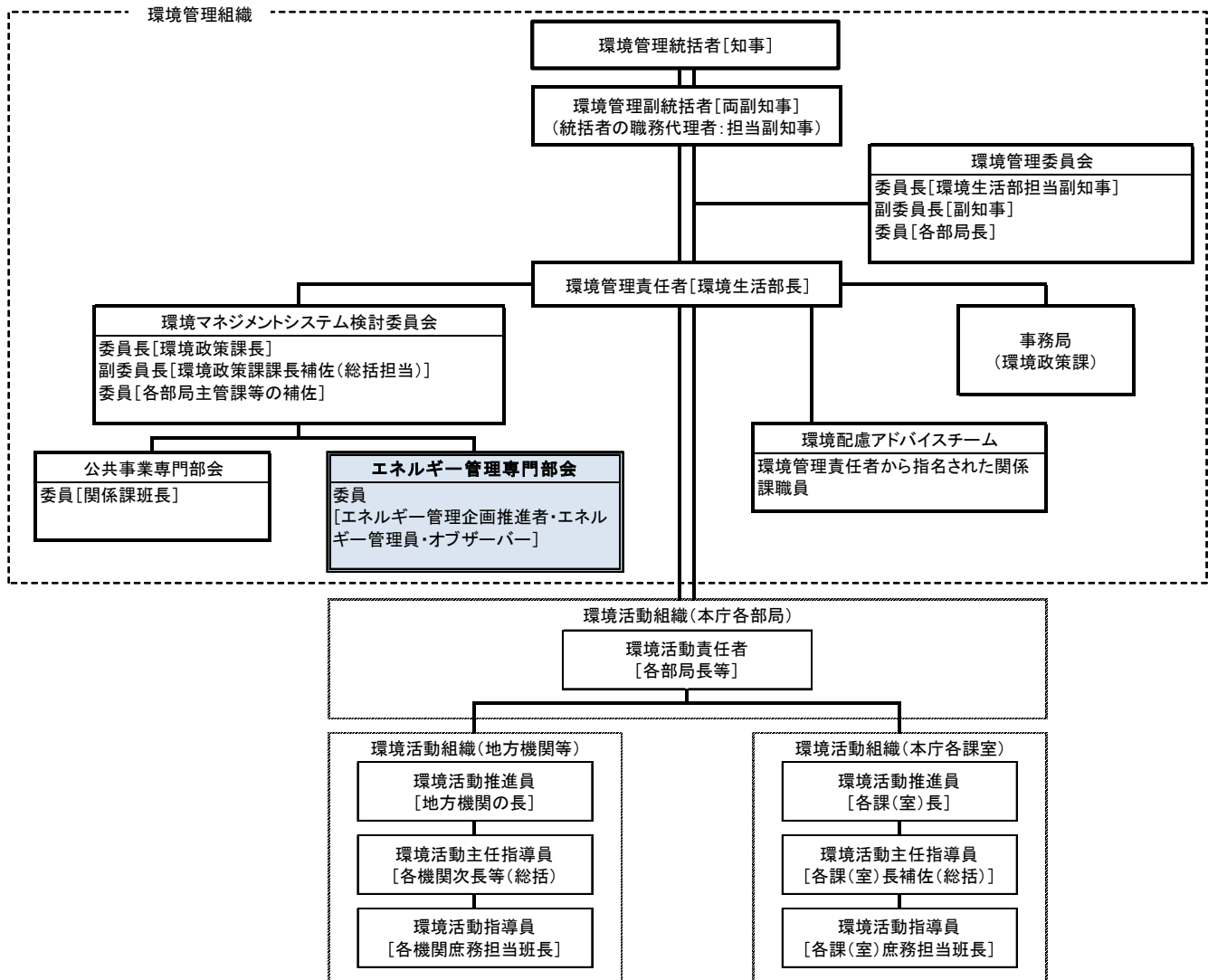
- (1) エネルギー管理統括者
管理施設・設備全体のエネルギー管理を行う。また、その職務を補佐するものとしてエネルギー管理企画推進者を指名する。
- (2) エネルギー管理企画推進者
エネルギー管理統括者の職務を実務面から補佐する。
- (3) エネルギー管理員
施設単独で年度当たりエネルギー使用量が原油換算値で1,500klを超える施設（以下「エネルギー管理指定工場」という。）において、設備全体のエネルギー管理を行う。



第7章 環境マネジメントシステムとの関連性

事業者が当方針に基づき、同じ方向性のもと一体的に省エネに取り組むに当たり、環境マネジメントシステム検討委員会の専門部会であるエネルギー管理専門部会において事業者間の連絡調整等を行い、共通決定事項等について環境管理委員会において審議等を行う。

環境マネジメントシステム推進組織におけるエネルギー管理部署の位置付け



第8章 取組方針の管理方法

取組方針の制定・改定及び周知については、以下の通りとする。

- 1 取組方針は、宮城県環境マネジメントシステムの一部として運用する。
- 2 宮城県環境マネジメントシステム検討委員会エネルギー管理専門部会が立案し、環境管理委員会の審議を経た後、その審議結果を踏まえて決定する。
- 3 取組方針について改定する必要があると認めたときは、2と同様の手続きを経る。
- 4 制定及び改定された事項は、環境管理責任者が記録し保管するとともに、環境活動責任者に通知する。